

平成 27 年度 狩猟税に係る税制改正について

平成 27 年 1 月 14 日
閣 議 決 定

➤ 狩猟税の見直し

[大綱 87 頁]

狩猟税について、次の措置を平成 31 年 3 月 31 日まで講ずる。

- ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。
- ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。
(注) 平成 27 年 5 月 29 日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- ③ 狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常税率の 2 分の 1 とする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。